

精密加工研究会 会則

第1条 研究会の名称

本会は、精密加工研究会と称する。

第2条 研究会の目的

本会は、精密加工に関する研究者、技術者の交流を通じて、学術、技術の向上及び普及を図ることを目的とする。

第3条 会員および会費

- (1) 本会の会員は、法人会員、個人会員、特別会員よりなる。
- (2) 法人会員は、会の主旨に賛同し、所定の会費を納める企業、事業所、営業所などをいう。
- (3) 個人会員は、法人会員の登録する会員をいう。
- (4) 特別会員は、公的機関に属し、運営委員会で認めた会員をいう。
特別会員については、会費を徴収しない。
- (5) 会費は次の通りとする。
法人会員 年間一口につき 40,000円
- (6) 法人会員は、会費一口につき2名の個人会員を登録できる。

第4条 役員

- (1) 会長 1名、顧問 若干名、幹事 若干名をおく。
- (2) 運営委員会は、会長、顧問、幹事で構成し、会の運営等について審議する。
- (3) 実行委員会は、会長が委嘱した委員で構成し、事業の計画、立案及び実施等行う。
- (4) 特に、会の運営に著しく貢献した役員については、名誉会員に推戴する。

第5条 事業の内容

本会は、第2条の目的を達成するため次のことを行う。

- (1) 定例総会（年1回、議長は会長があたる）
- (2) 講演会
- (3) 企業見学会
- (4) その他、運営委員会及び実行委員会で決定した事項。

第6条 会則の改正

会則の改正は、運営委員会の議決を経て行う。

第7条 会計年度

本会の会計年度は、定例総会から次期定例総会の間までとする。

付 則

本会則は平成元年5月27日から施行する。

本会則は平成3年2月22日から施行する。

本会則は平成5年3月8日から施行する。

本会則は平成8年10月1日から施行する。

本会則は平成17年4月28日から施行する。

本会則は平成22年5月26日から施行する。